

平成 25 年度 第 1 回 LP ガス設備設置基準等分科会 議事概要

1. 日 時 : 平成25年11月1日(金)
2. 場 所 : 高圧ガス保安協会 第2会議室 14:00~16:00
3. 出席者(敬称略 順不同)
主査:渡辺(当日、所用により欠席)
委員:榎本、猪瀬、塚口、増田、水越
KHK:北出、南
4. 配付資料
資料1 LP ガス設備設置基準等分科会委員名簿
資料2 平成 21 年度第 1 回 LP ガス設備設置基準等分科会議事録(案)
資料3 LP ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)の改正について
資料4 LP ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)改正案
5. 議事概要
 - (1) 開催に際して、事務局から挨拶があった。
 - (2) 事務局から、資料2に基づき「平成 21 年度第 1 回 LP ガス設備設置基準等分科会議事録(案)」の説明があり、当議事録(案)について採決を行ったところ、LPガス設備設置基準等分科会委員(8名)の過半数の賛成(出席委員5名全員の賛成)により可決された。
 - (3) 事務局から、資料3に基づき「LP ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)の改正について」及び資料4に基づき「LP ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)改正案」の説明があり、以下の意見交換等があった。
 - ①LPガス災害対策マニュアルの改正に伴う変更
 - 容器設置台の位置について、水の影響を避けるため容器を地盤面より20mm以上の高さに設置している場合も多く、この記述では設置台の位置と容器の位置を混同される恐れがあるのではないかと。
 - 現場の混乱を避けるため、今回の改正案からは、露出高さが20mm以下とする旨の記述と容器設置台の広さの表を削除する。次回の基準改正時に災害対策マニュアルとの整合を検討することとする。
 - 容器プロテクターの導入が、50kg 容器に限られているように見える。あらかじめプロテクターが付けられていない容器のバルブを保護する目的であり、30kg 容器なども導入の対象となるので、そのような記述にすべきではないかと。また、どのような物かがわかるように、写真を付けた方がよい。
 - 50kg 容器のようなプロテクターが付いていない容器に導入する記述に訂正する。また、災害対策マニュアルに記載された写真を挿入する。
 - 逆流防止機構の図の説明書きが、本文と整合していない。

- 図の説明を、本文と合わせて逆止弁付根元バルブに訂正する。
- 大型容器の容器バルブとの接続には、ほぼ高圧ホースが使用されている。金属フレキシブルホースでの接続例はかなり少ないのではないか。
- 使用実態に合わせた記述に訂正する。
- 調整器及び容器の取付例の図は、P202 の他、P103 と P108 にもある。それらも同様に修正が必要ではないか。
- P103、P108 の図についても同様の修正をする旨を追記する。
- 低圧配管の施工例の図で、支持金具がわかりづらいので、工夫してほしい。
- 支持金具とわかるように、図を修正する。

②寒冷地における雪害防止対策に関する事項の変更

- 圧力調整器と表記されているが、本基準内では調整器で統一されている。
- 調整器に表記を合わせる。

上記の意見交換・訂正等を踏まえて、当該資料について採決を行ったところ、LPガス設備設置基準等分科会委員(8名)の過半数の賛成(出席委員5名全員の賛成)により可決された。

6.その他

上記 5 に係わる規格の改正案については、必要な修正を実施し、再度、分科会委員に提出した後、平成 25 年 12 月に開催予定の液化石油ガス規格委員会に上申することとした。

以上